

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 開催日時 平成24年4月24日（火）
午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者 松江地方裁判所 所長 古田 浩（司会者）
同 裁判官 横山 泰造
松江地方検察庁 検察官 森田 邦郎
島根県弁護士会 弁護士 丸山 創

裁判員経験者は、着席順に「裁判員経験者1」等と表記した。

4 議事内容

○司会者

本日はお忙しい中、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、松江地方裁判所の所長を務めております古田と申します。本日は司会進行を務めさせていただきます。裁判員裁判が始まりまして、この5月21日をもって満3年を迎えるということになります。裁判員裁判に参加された皆様から、裁判員裁判に参加した率直な感想や意見をお話しいただき、これから裁判員裁判に関わる可能性のある皆様にお伝えすることは、裁判に参加することへの不安感や負担感の軽減につながるのではないかと考えました。また、訴訟運営を行う法曹三者にとりましても、今後の裁判員裁判の運用を検討するに当たって、実際に裁判員経験者の皆様の御意見を伺うことが役に立つのではないかと考え、意見交換会を開催させていただきました。率直な御意見をお聞かせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日は皆様に直接質問をさせていただくほか、皆様から御質問等があった場合にお答えができるよう、検察庁、弁護士会、裁判所からそれぞれ一名が参加しております。まず法曹三者の方から一言ずつ自己紹介をお願いできますでし

ようか。まず、検察官からお願いします。

○検察官

こんにちは。松江地方検察庁で次席検事をしております、森田と申します。

次席検事というのは、検事正の下で実際の捜査、公判を進行していく際に主任検察官にアドバイスをしたり、相談を受けたり、決裁するといった仕事をしております。今回の裁判員裁判も全部ではありませんが、傍聴させていただきました。今日は生のお話を伺える貴重な機会ということで楽しみにして参りました。よろしくお願ひいたします。

○弁護士

皆さんこんにちは。島根県弁護士会の弁護士の丸山と申します。今日は松江での初めての意見交換会に参加させていただきまして、非常にうれしく思っております。

今後、各弁護士が個別の事件を受任するに当たり、参考になることがあればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○裁判官

松江地裁刑事部で裁判長を務めております横山でございます。皆様のお顔を拝見して非常になつかしい気持ちがしています。一緒に評議をした事件のことが一気に戻ってきた感じがいたします。今日は皆さんの御意見をお伺いすることを楽しみにしております。

よろしくお願ひいたします。

○司会者

どうもありがとうございました。それでは、意見交換を進めさせていただくことにいたします。本日の進行ですが、まず最初に、裁判員裁判に参加しての全般的な感想を伺い、次に審理手続の中での証拠調べなどに対する感想を伺います。そして、最後にこれから裁判員になられる方へのメッセージをいただきたいと思います。まず、自己紹介を兼ねて、裁判員裁判に参加しての全般的な感想

や印象について、一言ずつお願いしたいと思います。まず1番の方からお願いできますでしょうか。

○裁判員経験者1

裁判員裁判に参加した感想としては、今まで裁判というのはずいぶん遠いところで行われている感じだったのですが、実際に自分が参加してみると、手順というか、裁判の流れを実際に見られて、どのように判決が下されるのかがよく分かり、裁判というのが少し身近に感じられるようになりました。

○裁判員経験者2

大変貴重な経験をさせていただきました。それまでは裁判についてあまり関心がありませんでしたけれど、裁判員を経験してから、特に裁判員が関わった裁判やその判決について大変関心を持つようになりました。

私が参加した裁判については、判決が終わった後はちょっとほっとしましたし、私自身納得のいく判決だったような気がしています。評議の時に裁判官の方が本当に真摯に、懸命に事件に関わって取り組んでおられるという印象を持ちました。

○裁判員経験者3

初めて参加させていただきました。プロセスを自分が体感して、それなりにできたというところと、介護関係の事件に参加して、今まで報道などで聞いている時にはやっぱり他人事でしたが、自分がそういう場に参加して初めて本気で考え、こういうことが起こったときに自分はどう判断したんだろうと置き換えて考えることができました。また、自分の行動がそういう場面に遭遇したときに、社会のルールや法律に本当に沿っているのだろうか、振り返ってみると何だかちょっと外れているところもあるんだというところに改めて気付かされました。そういうようなことで、非常に貴重な体験をさせていただきました。ありがとうございました。

○裁判員経験者4

全般的な感想としては、非常に貴重な経験ができたということが率直な感想で

す。自分にとって事件というものが遠いところにあったのが、非常に身近なものになりました。また、自分が裁判に参加することによって、物事を一つ一つ丁寧に見たり考えたりする機会になりました。

また、裁判員に選ばれて、裁判所に来るまでは、重大な事件に関わるということとで怖いという思いがありました。公共機関で裁判所まで来ましたけども、気持ちの中ではとても重かったです。

○裁判員経験者 5

選ばれた時は、自分が関わっていいのだろうかと不安感がありました。実際にやってみたら本当に大変で、夜の間もずっと悩んでいたのが、判決を出してほっとしました。それからはいろいろな事件について以前より掘り下げて考えるようになりました。とてもいい経験をさせていただきました。

○裁判員経験者 6

素人の私に裁判ができるのだろうかと疑問に思いつつも、裁判員に選ばれました。裁判所のスタッフや裁判官に親切丁寧に御指導いただきまして、自分の意見が述べられるようになり、いろいろなことを考えるようになりました。今まで裁判所というのは雲の上の存在、別世界という感じでしたが、裁判員になってから裁判所がより身近に感じられるようになりました。裁判官の皆さんだけの裁判の中に、一般人が加わることにより、違った切り口で評議ができて、より公正な判決に結びつくのではないかと思います。

○司会者

それぞれに体験されて、有用だった、社会に対する見方が変わったという御意見でしたが、4番の方は怖いと思ったということでしたが、どんな点が怖いと感じられたのですか。

○裁判員経験者 4

裁判に参加することになって、自分の身にも危害が及ぶのではないかという嫌悪感があったのですが、個人情報にしてもそうでしたが、国というか、裁判所が

自分の身を守ってくれるということで、それが安堵感につながりました。

○司会者

手続に参加するに当たって裁判所がいろいろな配慮をしたという点が感じられたという趣旨ですか。

○裁判員経験者 4

そうですね。

○司会者

ありがとうございました。それでは引き続いて、審理、評議あるいは選任手続等の方に移りたいと思います。今日のメインテーマということで、辛口の御意見を言っていただければと思います。

検察官、弁護人はそれぞれの立場で事件の見立てを行って、どこを争点とし、どんなことを立証していくのかということを示すために、まず最初に当事者の主張である冒頭陳述というものを行ったと思いますが、それについてまず伺ってみたいと思います。率直に言って検察官、弁護人の行った冒頭陳述が分かりやすかったか、あるいは冒頭陳述を通じて事件の問題点、争点は何なのかということが理解できたかどうか、あるいは冒頭陳述が行われた直後から証拠調べというものが行われますが、証拠調べを行うのに有用だったかどうかといったところで、皆さんの御意見を伺ってみたいと思います。冒頭陳述について、どんな点でもいいですから、率直にこう思ったということがございますでしょうか。例えば、時間が長すぎたとか、詳しすぎたとか、物足りなかったとか、どんなことでもよろしいです。具体的に中身に入っても構いません。

○裁判員経験者 1

冒頭陳述は、一番最初にあったので、こちらが緊張していたためかもしれませんが、検察官の言われたことがなかなか頭に入ってきませんでした。言葉自体は、落ち着いて聞けばそんなに難しくない言葉だったと思うのですが、もう少しゆっくりとなるべく分かりやすく言っていただけるとよりよかったですかなと思います。

○司会者

ゆっくり分かりやすく進めてほしいということでしたが、その時は、言葉での説明以外に紙を配られる、あるいはディスプレイに内容が映されるといったような形で進んでいったのでしょうか。

○裁判員経験者 1

そうだと思います。

○司会者

自分がどこに集中していたかは記憶がございますか。

○裁判員経験者 1

とにかく、理解しようと一生懸命聞こう聞こうとしていたのですが、午前中に裁判員に選任されて午後に審理が始まるという形でしたので、自分自身舞い上がっているという感じだったと思います。2日目、3日目に聞いていたらすんなり入ってきたと思いますけれども、選ばれてすぐでしたので、よりゆっくり丁寧にしゃべってもらえるとよかったと思います。

○司会者

2番、3番の方も同じ事件に関わったのではないかと思いますけれども、どんな印象を持たれましたか。

○裁判員経験者 2

1番の方と同じように午前中に選任されて午後すぐに冒頭陳述があり、私も緊張がほぐせないままにお聞きしましたが、ディスプレイで映像を見せていただいたり、証拠を基に事件の概要を説明され、おおまかには事件の内容を掴むことができました。2日目くらいからは少しずつほぐれてきて、内容もよく分かるようになりました。初日はかなり緊張していました。

○司会者

他の事件に関わられた方はいかがですかね。6番の方、何か冒頭陳述の関係でございますか。

○裁判員経験者 6

私も、初日は午後から始まりましたが、理解できました。私は一番端にいて、2人で一つのディスプレイを見ていたのですが、もう1人の方の方へよく向いていたので、私の方は見えにくかったです。それで、大きなディスプレイの方を見たんですが、そちらも光線の関係で見えにくかったです。内容は、検察側の方が言われるのも、弁護士が言われたのもだいたい理解できたと思います。

○司会者

6番の方の関わった事件、事実には争いがなくて量刑だけが争点となったという事件でしたね。

○裁判員経験者 6

はい。そうです。

○司会者

量刑を考えるに当たって、こんな点に注意してほしいというようなことや当事者がどんなふうに思っているかというようなことは、冒頭陳述の段階で分かりましたか。それとも、冒頭陳述の段階ではまだそこまでは分かりませんでしたか。

○裁判員経験者 6

そうですね。評議をしていく段階でいろいろと意見を交わすうちに、大体内容が分かり出してきました。

○司会者

裁判員4番の方は、冒頭陳述について何か御意見ございますか。

○裁判員経験者 4

検察官と言うと、ドラマとかで見えてもかなり鋭い切り口というところがあったのですが、私にとっては非常に分かりやすい説明でしたし、すごくクールに事実に基づいて述べていらっしゃったので、分かりやすくて良かったです。弁護人の切り口というのは、被告人に対する優しさとか思いやりみたいな感じに聞こえてきて、争点は何なんだろうと、最後には分からなくなってしまったんで

すが、評議の中で裁判官の方々が支援してくださることによって争点が明確になって終わりました。

○司会者

評議の場で、裁判官は、当事者が言っていることはこういうことなんだということを、補足的に整理して言ったことが逆に良かったということですか。

○裁判員経験者 4

そうですね。

○司会者

4 番の方は放火事件で量刑だけが問題となった事件でしたね。

○裁判員経験者 4

そうです。

○司会者

当事者がどんな点を重要な量刑のポイントにしているのかという点について、当初は、当事者が言っていることだけでは十分理解できなかったということですか。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

5 番の方はいかがですか。冒頭陳述の関係で何かございますか。

○裁判員経験者 5

検察官の言われていることも、弁護人の方が言われていることもだいたい分かったんですが、他の方も言われましたけれども、その日選任されて、午後からすぐに始まって、もう頭の中が本当に真っ白になり、なかなか整理がつかなくてかなり苦労はしました。

○司会者

皆さん、全てについて理解できたかはともかくとして、分かりやすかったとい

う人と、選任された直後だったということで分かりにくかったということをおられる方もおられました。冒頭陳述の点とは離れるんですけれども、選任された直後に裁判員裁判が始まったということについてちょっと気になったという方がおられたんですが、その点はいかがですか。翌日以降に裁判員裁判が始まったほうが良かったと感じられるのか。そうすると、皆さんに来ていただく日が1日延びてしまうといったような可能性もあります。特に、当県の場合は、東西に長い、あるいは島もあるということで、遠隔地から来ていただかなければいけないようなこともあるので、日数が増えるということは皆さんの御負担になるのではないかとこのことを考えて、午前中に選任して、午後から審理を始めるという運用にしていたんですけれども、多くの方が当日いろいろやったことについて戸惑ったと言われると、それを改めたほうがいいのかどうかといった気持ちにもなるんですが、いかがですか。当日やってもいいけれども、こういうところを改めてもらえばうまくいくんじゃないかというような御提案でもよろしいんですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

午前中の選任手続のときに事件の概要についてペーパーをいただきまして、こんな事件だなということは分かっていたんですけれども、1時半からすぐに公判に入る前に、もう一度何か説明があって、この事件の争点はこんなことだよという、ある程度の予備知識があるとすんなりと冒頭陳述に入れたんじゃないかなという気がします。少し間が欲しかったかなという気がしました。

○司会者

起訴状に対する認否はありますけれども、まず冒頭陳述で自分たちは事件をこういうふうに見立てているんだ、争点をここに設定したいんだといったようなことを当事者に詳しく言っていただく前に、裁判所の方からこれが争点ですという説明をして、皆さんに予断を与えてはいけないので、冒頭陳述前に裁判所から説明することはできないということになっています。ですから、そういう意味では、

これからどういう形で手続が進んで行くのかといったこと等についての説明はもうちょっと詳しくした方が良かったということになってくるんですかね。

○裁判員経験者 3

私だけかもしれませんが、合計4日間の日程については、あらかじめ見通しを立てて通知を受けていたのですが、4日間の中身というのがどういうふうに行進するかというのが、初めての経験ですからやっぱり分からなかったですね。例えば起承転結というか、どこが山とかですね、そういうことが分からないまま、当日初めての体験をしていくもので……。例えば私の例ですと、昨日あんなこと、あんな場面があったけれども、あのときにこういう思考をすれば良かったとか、こういうことを言っておけば良かったなとか、そういう反省というか振り返りがありました。そのときでも、例えば3時間か半日コースぐらいの模擬演習的なものを受けて、裁判がどんなふうに行進して終結を迎えるというものがあつたら素人により分かりやすいかなと思いました。

○司会者

1枚ものの、審理計画といったようなものは、最初の段階で皆さんにお示しして、こんな形で進みますというような説明はしていたんですが、やはりそれだけではちょっと不足だと、もっと詳しく、ここではこういうことが行われるんだという補足的な説明がもっとあっても良かったということですか。

○裁判員経験者 3

やむを得ないことかもしれませんが、やっぱり初体験なので、目で見て、この1枚2枚の紙を理解しなさいというのは、よほど賢い人でないと無理かなというふうに感じますね。

○司会者

全体計画、それから、その手続が始まる前の段階での説明、それをもうちょっと詳しくしてもらった方が手続についていけたらろうと、そういったことですね。

○裁判員経験者 3

例えば、演習などもいいかなと思います。

○司会者

ただ、演習というのは、その手続の中でやるのはなかなか難しいので、事前に裁判員裁判というのはこういうものだといったことについて、マスコミを通じてもうちょっと広報してほしいといったことになってくるんですかね。

○裁判員経験者 3

はい。

○司会者

どうもありがとうございました。今度は立証の方に移らせていただきたいと思います。証拠の分量というのが適当だったのかどうか、評議をしていただいて、事実について争いがあった場合にはその事実が認められるかどうか、事実が認められた場合にはどういう量刑がふさわしいのかといったことについて評議をしていただくということになるのですが、皆さんも評議をしたときから振り返ってみて、こんな証拠があったら良かったのになかったとか、あるいは、ちょっと証拠が多すぎたんじゃないのとか、いろいろご感想はあると思います。提出された、あるいは、証人として出てこられた方の証言等を聞かれて、その事件を理解するのに過不足がなかったのか。あるいは、立証するに当たって、これから立証するものがどういうことを立証しようとするものなのか、何を意図して提出されたものなのかといったことについて十分御理解いただけていたでしょうか。いかがですかね。

○裁判員経験者 5

一応証人尋問をさせていただきましたが、かなり分かりにくい面がありました。自分の中で処理しきれないことがあって結構大変ではありました。

○司会者

具体的にどんな点が分かりにくいというふうに感じられたのですか。

○裁判員経験者 5

最初に検察官，弁護人の陳述がありまして，何かそれと言っていることが若干違うような，本当に，ちゃんとしたことを言ってるんだろうかみたいな，そういう気持ちでした。

○司会者

証人を調べられたということですからけれども，証人に対して裁判員の方御自身も質問をされましたか。

○裁判員経験者 5

最後のほうに少ししました。

○司会者

本当のことを言っているんだろうかということを疑問に思われたということなんですけど，その疑問点を質すために自分として十分質問できたのか，それともちょっと質問が足りなかったのか，あるいはどんなふうに質問したらいいのか分からなかったのか，その点はいかがですか。

○裁判員経験者 5

質問をどうしようかと分からなくなりましたので，できなかったというのもあります。

○司会者

他の裁判員の方と，こんな点がちょっと疑問なんだけれども，この証人は本当のことを言ってるんだろうかということを，進行の過程で議論したこと，あるいは，こんな点がちょっと疑問に思うので聞いてくれませんかというような形で裁判官に言うとか，そのような機会がありましたか。

○裁判員経験者 5

あまりしなかったと思います。別の場所で，ちょっと話をしたことはありますけども，その場ではあんまりそういうことはしてないと思います。

○司会者

結果的には，その証人，あるいはその他の証拠を検討された上で疑問点は解消

されたんですか。

○裁判員経験者 5

そうですね。

○司会者

裁判員 1 番から 3 番の方が関わった事件は、多くの証人を調べたと思うんですけども、その証人を調べて分かりにくいことがあったのか、あるいは、直接証人を大勢調べたんで、いろいろ質問することができて疑問を解決することができたということなのか、そういった点で何か感想はございますか。

○裁判員経験者 3

たくさんの方の証人の方に参加していただいて、いろんな情報を与えていただきましたので、そういった意味では、偏ることなく、全ての情報から取捨選択していたと思っています。

○司会者

逆に多くの証人がありすぎて、どれを信用していいのかわからない、戸惑ったということはありませんでしたか。

○裁判員経験者 3

判断というか、思考する経緯の中ではありました。極端な例、証人の方によって、正反対のような御意見を述べられる場合もあったのではないかと考えたときがありましたが、それが正しい情報の提供の仕方なのかなということでは良かったと思います。

○司会者

より多くの意見を聞いて、それを基に皆さんで自由に評議の中でおっしゃることができたと、そういうことですかね。

○裁判員経験者 3

はい。

○司会者

どうもありがとうございました。6番の方は、事件の性質上、証人を調べることはしなかったと思うんですけども、調書の読み上げを聞いて何か感じたことはございますか。読み上げを聞いていてそれが十分理解できたかできなかったのか。あるいは、読み上げの時間が長かったとか短かったとか、何か感じられたことがございますか。

○裁判員経験者6

ゆっくりと確実に読み上げられてよく分かりました。私の裁判員裁判は、量刑だけが審議される状態だったので、あまり複雑ではなかったので、よく分かりました。

○司会者

書類の読み上げ時間はだいたい1時間くらいあったんですかね。

○裁判員経験者6

そうですね。

○司会者

聞いていて途中で理解できないといったようなこともなく、ゆっくり読み上げてもらったので、十分理解できたということによろしいですね。

○裁判員経験者6

はい。そうです。

○司会者

5番の方、さきほどちょっと理解しにくいところもあったと言われたんですけども、同じ人に対する調書の読み上げと、証人としての尋問と両方あったと思うんですが、その点について何か感じられたことがございますか。

○裁判員経験者5

特に感じたことはないです。

○司会者

朗読もかなりゆっくり読み上げられていて、内容も理解できたということですよ

かね。

○裁判員経験者 5

そうですね。

○司会者

弁護人の方から証人としての請求もあって、証人としての尋問もされたけれども、その内容についても十分御理解いただけたということでもよかったですかね。

○裁判員経験者 5

はい。

○司会者

2番さん。大勢調べられた証人の中には、専門家の証人、お医者さんにいろいろお話いただいたというようなことがあったと思うんですけども、そういう専門家の方の証言を聞いておられて、内容を十分に御理解いただくことができましたか。

○裁判員経験者 2

お医者さんは医学の立場から詳しく説明していただきましたけれど、やはり専門家ですので、なかなか難しい言葉もありました。私が担当した事件は、量刑が問題になっているわけですけど、弁護側の友人の証言等をどの程度考慮したらいいかというところを、私たちは大分迷いました。

○司会者

供述する人が専門家であるということでの戸惑い、分かりにくさについて、それほど感じられなかったということなんですか。

○裁判員経験者 2

そうですね。分からないことはいろいろ教えていただきました。やっぱり、専門家の証言ですので、なかなか理解が難しいところがありました。

○司会者

説明があったと言われましたけど、その説明というのは、どの段階で誰がした説明が役に立ったということですか。

○裁判員経験者 2

熱中症の関係の、どういう状況、環境のもとで熱中症が起きるかというようなことを説明されました。

○司会者

証言の中で説明されたということですかね。

○裁判員経験者 2

はい。

○司会者

1 番の方どうですか。

○裁判員経験者 1

検察官の方が、お医者さんを証人として連れて来られたんですけど、私は、それに、ずっと疑問があって、終わってからも、何であの人を連れて来たんだろうと思っていました。多分、司法解剖されたと思うんですけど、その解剖所見が全然提示されていなかったのと、熱中症で亡くなっただろうということで、熱中症のスペシャリストと言われる先生を連れて来られたんですが、事件に照らし合わせて、こことここが合っているから熱中症で亡くなったんでしょうという話で、証人の方は、一生懸命、熱中症の説明だけをされていたイメージがあるんです。熱中症で亡くなって、熱中症だから、こういう経過をたどったということは、よく分かったんですが、そうであれば、司法解剖したときの所見が必要だったと思いますが、そういうのが全然なかったような気がします。例えば、食事をきちんと与えていたんだろうかということも、胃の内容物を確認すれば分かることだし、血液検査をすれば、どれくらいの栄養状態であったとか、いわゆる脱水の状態であったとすれば、それが分かると思うんですけど、そういうのがまったくなくて、熱中症の専門の先生を連れて来られて、熱中症の経過だけしゃべられたのは、私

としては、全然、納得がいなくて、裁判長にも何であの人を証人とされたんですかねと申し上げました。

○司会者

その点について法曹当事者では争いがなかったということが前提となっていて、熱中症について十分理解した方が判断に資するだろうということで証人として連れて来られたということではないかと思いますが。他の証拠を見て、あるいは説明等を聞いて、最終的には死因等について納得されたということによろしいですかね。

○裁判員経験者 1

そもそも、疑問点はそこではなかったので、今回、無理矢理そこまでつっこむことはないなと思いました。最終的にはそれでしょうがないというか、そこは問題にならないだろうと。

○司会者

死因の関係で言えば、もっと適切な証人があったのではないかとということですかね。4番の方は、被告人の妻について調書を調べられたということですが、直接、証人として呼んでくれた方が、もうちょっと、こんな点が聞けたのんじゃないか、それとも、調書で調べたということで、十分納得できたとか、そこらへんはどうですか。

○裁判員経験者 4

実際にお見えになったら、もっと良かったと思いますが、被告人の奥様の心情を察すれば、それは非常に難しいことではないんだろうかと、一市民としての立場として感じました。調書であっても、それが事実であれば、現場に来られる精神的負担を配慮すれば、それはそれで十分だったと思います。個人的には来てほしかったなと心残りとしてはあります。

○司会者

1件を除いては、証人について、直接調べたということになりますし、被告人

については、全事件について、いろいろ質問する機会があったと思うんですけども、証人尋問あるいは被告人質問をして何か感想はありますか。自分の疑問であるところは十分この手続の中で聞くことができたのか、あるいは、こういう人を証人として呼んでくれたら、この事件は、もっと、すっきりしたのにとというようなことがあったのかどうか。そこらへんはいかがでしょうか。一応、自分たちの関わった裁判では、過不足なく、判断に迷うようなことがない証拠調べが行われたということによろしいでしょうか。

○裁判員経験者 4

私は、放火の事件だったんですけど、焼損面積の問題のときに、火事になった場というのを見た経験がないので、すすけているのか、焼損しているのかというところの判断、面積が非常に小さい場合に判断がしにくいんです。画像にハレーションが起きてしまっていれば、それが焼損なのか、すすけているのか分からないので、そういう意味では、検察側から提示される画像は、それが明確に見えるような画像の提示だったら、もっと良かったのではないだろうかと思いました。

○司会者

燃えた面積は、この部分ですよという形で、図面に赤で斜線を引いたものはあったんですね。

○裁判員経験者 4

図面に落としたものはあったんですけども、その図面と写真を照らし合わせたときに、本当にそうなのかなと、現物を見たわけではないですので、画像で判断するしかないというところでは、非常に、その部分が難しかったなと思いました。

○司会者

争点を整理する段階で、弁護士等も、そこは、御覧になった上で、焼損面積は証拠上、争えない、争う必要がないと思われたから、そういう形の証拠で出されたんだと思うんですけどね。それだけでは、自分たちが判断するには、すんと

落ちなかったということですかね。

○裁判員経験者 4

そうですね。だから、検察側と弁護人とでは両者納得というところで、放火というところではあったんだろうと思うんですけど。その部分が納得できなかったら、それ自体が放火ではないかもしれない。放火なんだというところが、分かるような見え方のものが欲しかったです。

○裁判官

先ほどおっしゃった事件では、焼損面積自体は、証拠からは分からないということで、その点は追加立証してもらいました。

○司会者

追加立証された内容で、疑問は解決されたということですかね。

○裁判員経験者 4

そういう補足があって、初めて納得しました。

○検察官

今の質問は、本当に焼けているか、すすけているのか分かりにくかったということですね。実際、記録で提出した写真を御覧になっても分かりにくかったということですか。

○裁判員経験者 4

そうですね。写真がもっと鮮明というか、これは炭化した部分、これはすすけている部分とか分かるような写真に見えればよかったです。

○検察官

ありがとうございました。

○司会者

自分たちが調べた事件の証拠に関して、朗読は先ほどゆっくりだったということで、分かりやすかったと言われましたが、もう少しポイントを絞って、時間を短くしてくれた方が、逆にここはもっと詳しくあった方が納得できたのという、

そんな感想を持たれた方はいらっしゃいますか。あるいは、証拠調べのやり方、先ほどモニターが見えにくいというお話があったんですが、それ以外にこんなことに配慮してもらえれば、もっと内容が十分に理解できたのにとか、というようなことはございますか。あるいは、検察官、弁護人の発問する声、それから、証人の答え、滑舌、聞きやすかったというような部分も含め、何か御意見ございますか。あるいは、調書の朗読はされたけれども、この人については、調書の朗読ではなくて、直接、証人として法廷に来てくれた方が、より理解しやすかった、あるいは、自分たちが感じた疑問を解決できたのというふうに思われたようなことはございませんでしたか。

○裁判員経験者 3

証拠の中で、文面を読み上げられる内容のものがございました。私が想像するにすぎませんが、自分の心情に照らした場合、極端な話、文面だったら書けるけれど、その場に出て言うことには抵抗があるから言いませんというふうに人間の心理は働くので、文面の提示があったことに対して、ちょっとクエスチョンといえますか、当事者がその場に臨んでおっしゃることと、文面であるものと同じ土俵に乗せて、判断していいのかという疑問は感じました。

○司会者

やはり、法廷に直接出て、証言してくれた方がインパクトもあるし、その人が言っていることが本当なのかというようなことについて、信用性を吟味しやすいのではないかと。

○裁判員経験者 3

そういう視点に立てば、そのように考えます。御事情はいろいろあると思いますが。

○司会者

被告人は常に法廷にいるとすると、相反する、あるいは、ニュアンスが違うようなことを言っているんだとすると、それは、書面ではなくて、証人として出て

来てくれた方が、より判断しやすいだろうと思われるということですね。

○裁判員経験者 3

そうですね。書面ですと、質疑ができませんね。一方通行になってしまう。そういうところも土俵が違ってくるなと思いますね。

○司会者

今の点について、他の方は、いかがですか。皆さんが関わった事件、それぞれ事実については基本的に争いが無いということで、量刑を中心に議論していただくという事件だった、そういう意味では、あまり被告人とのニュアンスの違いが大きな問題点にはならない事件が多かったのかもしれないですけど。微妙な点については、直接、証人として来てくれた方が、より自分の気持ちの中でも、すっとんと落ちるといふうに感じられたのではないかと思われる方は他にもおられますか。

特に他にはおられないようですね。証拠調べの関係で、法曹三者の中からこんな点が聞いてみたいということがありますか。

○検察官

冒頭陳述ですが、今、いらっしゃる裁判員の方々には全員、検察官の冒頭陳述を1枚紙で配布しているわけですが、聞いている間に、この冒頭陳述メモに書き込んだとか、書込みをしながら聞いていらっしゃった方はいらっしゃいますか。いらっしゃったら挙手をお願いします。結構、いらっしゃいますね。その観点でいうと、スペースがもっと空いていた方がいいのか、例えば、2枚になっても、もっとスペースが空いていた方がいいのか、あるいは、1枚の方が一覧できて分かりやすいのかということ、先ほど手を挙げられた方に聞きたいのですが。

○裁判員経験者 1

書き込むといっても、そんなに書き込むわけではないし、まず聞いてと聞いているので、2枚になると、どこが区切りか分からないので1枚の方がいいと思います。

○裁判員経験者 3

自分で理解するために、沢山書いたのですが、私の場合はもっと空白があった方がいいです。

○検察官

冒頭陳述の関係で、文字の情報が多すぎるか、少なすぎるかということですが、例えば、犯行に至る経緯とか、犯行の状況等について必要だと思うことは、事実を書いているわけですから、単語くらいでいいとか、あるいは、これだと端的すぎて、もうちょっと詳しく書いてほしかったとかあれば、参考にお聞きしたいです。ざくっとした感想で結構ですので、文字情報が多すぎるとか、あるいは、もっと書いてもらいたいのか、分かりにくいとか、後から見たときにこれでは分からないというようなことでもいいのですが。

○裁判員経験者 4

文字情報としては適切だったと思います。フォントの大きさもよかったですし、見やすかったです。書込みをしていましたけれども、メモ程度に書いていたので、ちょうど良かったです。今より情報量が多かったら、何が大事なのか、逆に分からなくなるのではないかと思います。

○検察官

ありがとうございました。もう一点よろしいですか。先ほど、証人尋問の話が出ましたけれども、被告人質問の場合に、今回は争った事件はなかったんですが、例えば、聞いていて、この人は公判の前にこういう話をしていたのかなということが気になって、調書を読みたいと思われたことはありますか。被告人質問の中で、捜査段階でどういう話をしていたのかということ自体があまり話題にはならなかったんですけども、同じことを話しているのかそうじゃないのかということ、供述調書があれば読みたいというふうに思われるか、あるいは、調書なんかを読むと、混乱するのでその必要はなく、本人の前で質問があれば聞きたいという考えもあるでしょうし、そういうふうにざくばらんにどう思われたかで結構

ですけど、誰か、お答えしていただける方いらっしゃいませんか。

○裁判員経験者 1

そういうものは見せていただけないみたいなイメージだったので、あれば多分見ていたんだろうと思います。そういうものが見せていただける状況にあれば、おそらく、見ていたんじゃないかと思います。

○検察官

他にご意見はありますでしょうか。

○裁判員経験者 2

私たちは、なぜ被告人がそういう犯行に及んだのか、その心情とか背景をできるだけ知りたいわけですね。そうした場合に、そういう資料があれば、情報として提供していただいたら、ただ読む時間があるかどうか分かりませんが、被告人のそういう犯行に及んだ背景とかできるだけ掘みたいという気持ちはあります。それが、量刑にどう関わるかはよく分からないですけれども。

○司会者

被告人に、直接いろいろ質問されたと思うんですけれども、それで、足りないなというふうに思われたことが、具体的にあったんでしょうかね。

○裁判員経験者 2

私も、被告人の方に直接質問しましたがけれども、十分に答えられないというのがあったんじゃないかな、もっと言いたいことがあるんじゃないかなという気はしました。それと、被告人のお兄さんと、友人の方が来られていろいろお話されましたけれども、復帰した後の話が中心でした。そういう立場の人は、できるだけ量刑を軽くするためにいろんな証言をしていただけるものだと思いますが、復帰した後の支援も大事だろうけれども、その事件に関わって被告人への何か弁護というものをもう少し聞いたかったような気がしました。私の言っていることは当たってないかもしれませんが。

○司会者

今、証拠調べのことについてお伺いしたんですけれども、証拠調べを経て、検察官、弁護人が論告、弁論というのをされた後、それを受けて、裁判員と裁判官とで量刑の評議、まあ、今回の場合、事実争いがなかったですから、量刑を中心として話を聞くという形になったんだと思うんですけど、その量刑を決めるための評議についての感想を伺っていきたいと思います。まずは、時間は十分あったのかどうか、あるいは、その中で自分の意見を十分言えたのかどうか、あるいは、言いやすい雰囲気だったのかどうかといった点について、いかがでしょう。これはもう、みなさんに、それぞれ伺っていきますかね。1番の方、何かありますか。

○裁判員経験者 1

時間は、あれぐらいでいいんじゃないでしょうか。自分自身でも葛藤することはありませんけれども、どれぐらい時間があつたら葛藤しなかったのかと言われると、区切りがある時間がないような気がするので、時間的にはあれぐらいでちょうどいいと思います。他の裁判員裁判がどのように行われたか分かりませんが、私が関係したこの裁判では、みなさん結構活発に意見を言われているので、他の人がどういうふうを考えているかもよく分かりましたし、自分自身の意見も、もちろん十分言うことができたので、良かったと思います。

○裁判員経験者 2

私たちは、素人なわけですので、裁判官ができるだけ自分の意見というか、自分の考えを控えておられて、私たちが話しやすい雰囲気、それを大事にしてくださいというふうに思っています。どうしても、裁判官の意見には、私たちは影響されますので、大変話しやすい雰囲気を作っていただいたと思っています。

○裁判員経験者 3

裁判官の意見をいろいろと伺う中で、やっぱりプロの方だなと。裁判官のおっしゃる考え方と、ちょっと違う考え方を自分は持つてるなあというふうに感じる場面が何か所かあったんですけれども、それに対して、結果、率直な意見ですけ

れども、うまく誘導されてしまうんだなど。やはりあっちのペースなんだなど、
いうふうに感じて。これは、私に知識や経験がないので、当然そうなのかなと思
うんですけど、それが半分、悔しい面もありました。もう一つ、もうちょっと自
分に理解させてほしかったと思ったのが、裁判官が3名、裁判員が6名いて、何
か数のルールがあったと思います。こういう数の組み合わせで、こういう場合は
成立します、成立しませんと。

○司会者

評決のルールですか。

○裁判員経験者3

はい。ルールは教えていただいたんですけど、このルールの考え方というの
を、私も聞くのを逸してしまったんですが、どういう考え方からこの数の論理が
成り立つんですよということを教えていただけたら良かったなと思いました。

○司会者

今、何か誘導されたような感じがしたと言われたんだけど、どんな点について
そう感じられたのか、あるいは、そうは言っても、結局納得したのはどんなところ
があったから納得したのか、その辺りはどうですかね。

○裁判員経験者3

ひと言で言うと上手いですね。説得力も、術も。当然、知識も持ってらっしゃ
るし。深い意見の対立というのはなかったんですけども。これは私の勘違いか
も分かりませんが、私はこう思いますと言ったときに、質問がすぐ行われるんで
すね。それが、威厳を持っていらっしゃるから、「なぜ」、「なぜ」というふうに聞
こえてしまうんですよ。そういう専門の方に、私が、例えば「なぜ」って聞かれ
ると、私たち、もう知識がないから、それは答えられませんということで、屈し
てしまうんですね。これは、私の感じ方かもしれませんが。

○司会者

同じ事件で評議された、1番の方、2番の方、割に自分の意見を言えたという

ふうに言われたんですけれども、今、3番の方がおっしゃられた面について、自分はそうではなかった、あるいは、こんな場面では自分もそう感じたというところは、何かありますか。

○裁判員経験者2

今言われた点ですけれども、私たちが言った意見について、どうしてそう思われるのですかと聞かれると、あまり自信がない。そういうところで、自分自身が戸惑ってしまう面や、うまく説明できないというところがありました。そこが、本当は大事でしょうけどね。なぜ、そう思うのか、その結論の根拠は何かというところが、うまく説明できない自分がちょっと情けないということがありました。

○司会者

十分説明できなかったが故に、やはり、自分としては意見を引っ込められたんですか。それとも、引っ込めないで終わったのか、そこら辺はどうですか。

○裁判員経験者2

家に帰ってから、ああ言えばよかった、こう言えばよかったというところはありましたけれども。まあ、遅かった。こういう、事件を扱うのは初めてですので、なかなか、うまく根拠が言えない。

○司会者

根拠が十分言えなかったが故に、結果的に意に反してしまったのか、それとも、意に反したとまでは言えないのか、そこら辺はどうですか。

○裁判員経験者2

意に反するような内容ではなかったと思います。あんまりはつきり覚えていないです。後で、いろいろと気付かされる、裁判官の御意見に気付かされることもあります。どうしても私たちは、人情論とか、そういうところを中心に考えたりするところがあって、判例とか、そういう法律的な知識がないので。

○司会者

先ほど、時間が十分だったかどうかという点について、より長かったとしても、

それ程、変わらなかったから区切りが付いてよかったんじゃないかというふうに言われた方もおられたんですが、もっと長ければ違ったということが可能性としてはありますか。そこら辺はどうですか。

○裁判員経験者 2

次々に日程が変わってきますので、前の日のことを、次の日に話題にしても仕方がないということが、あったような気がするんですけどね。

○司会者

昨日のこんな点が疑問なんでということを書いていただいても、全然構わないんですけども。

○裁判員経験者 2

ちょっと、あんまりはっきり覚えていません。

○司会者

ほかの事件を担当された方で、評議の場面で、自分の意見が言いやすい雰囲気だったかどうか、そこら辺、いかがですかね。4番の方、いかがですか。

○裁判員経験者 4

私は、自分の意見を述べていきましたし、要望とか、分からない部分については、発言をして具体的に分かりやすく説明をしていただいたので、あまり、分からないこともなかったです。別の裁判員の方で、「僕はでもね・・・」などと言われていた方がいたので、「聞いてみられたら。」と言ったら、自分の言葉として質問をなさっていたので、「納得したの。」と聞いたら、「良く分かったよ。」とっておられたので、私が関わらせてもらった評議においては、みなさんそれなりに、納得していたように感じました。そして、時間的にも、それ以上でもそれ以下でもないちょうどいい時間だったんじゃないのかなと思いました。判例の資料をもらいながら、こういう場合こうなんですよと説明されたし、私自身、事前に配布された冊子資料で、裁判に行く前に、今日はどこまでやるんだらうとか思いながら、一応予習をして行きました。それで、何となく流れが分かっている、そろそ

ろ山場かもしれないからしっかり聞かなきゃ、分からないところは、納得してから進めなければいけないかと思っていたので、そういう意味では、1番から3番までの方々とちょっと違って、納得していました。

○司会者

冊子というのは「裁判員制度ナビゲーション」ですか。

○裁判員経験者 4

そうです。

○裁判員経験者 5

自分は、そこそこ意見は言えたのではないかと思いますし、分からないことは教えてもらったと思います。裁判官の方々はとても親切で、イメージと全然違って、本当に助かりました。

○裁判員経験者 6

裁判官の方が、とても意見を述べやすい雰囲気作りに努められたと思います。裁判官の方は、控えめだったのではないかと思います。私たち裁判員が意見を述べやすい雰囲気を多く作ってもらっていたように思います。それから、私たち裁判員が困っていると、こうですよ、ああですよとアドバイスをしてもらったりしてとても良かったと思います。

○司会者

評議をするときには色々と自由に意見を言っていただくということで、外部に自分が言ったことが漏れることがないという安心感をもってもらうということから、守秘義務というのが定められていますが、裁判員としての職務を終えられた今の段階で、守秘義務があるということについて、どういう感想をお持ちですか。

○裁判員経験者 4

守秘義務というか、そもそも話すべきことでもないですし、黙っていることが辛かったかという、話すべきことではないので辛いということはありませんでした。ただ、職場の上司は、私が裁判員で行ったことを知っているの、「行って

良かった。」という感想と、「あなたも当たったらどうぞ。」みたいな話をしました。

○司会者

裁判中は裁判員であることを公にしてはいけないということで、職場の上司に日程調整などの関係で話すことは差し支えないけれども、インターネット上に流すようなことはいけないということがあります。そういう場面だけでなく、評議中で議論されたことや、どういう点が評議の中で語られて、何対何だったかということなどは裁判員を終えた後になっても述べることができないことになっています。ただ、経験したことによって自分が得たこと、自分が裁判員として体験したことを話すことは自由だということになっていますが、一定のことについては、後々になっても話すことができないということについて、どう感じていますか。

○裁判員経験者 2

公判が終わってから、評議の内容について質問もありませんでしたし、家族からも聞かれていないので、特に話す必要もありませんでした。重大事件ではありますが、死刑に関わるような事件ではなかったので、周りもあまり関心を持って聞きませんし、ただ、「裁判員になって良い経験だったよ。」ということは言っています。

○司会者

逆に聞かれたりすることがあれば、守秘義務があって言えないと言えた方が自分としてはありがたいということはあるんですか。

○裁判員経験者 2

はい。

○司会者

これから裁判員になられる方に向けて、自分の体験を前提に、何かメッセージのようなこと、伝えたいということがあれば、一言ずつお願いします。

○裁判員経験者 1

裁判と言うと、何かおどろおどろしいというか、そういうイメージで、一般の

人には近寄りがたいようなところが多分あると思いますが、実際、裁判員として裁判にたずさわると、より身近に司法を感じられ、また、自分自身を見つめ直す良い機会にもなると思います。職場や家族の協力が得られるなら、裁判員を経験することはいいことではないかと思います。

○裁判員経験者 2

裁判員が終わってから、周りの方から、「すごく良い経験したな。」というふうにも言われましたし、私自身としても、大変貴重な経験をさせてもらったと考えています。司法への参加が目的の一つにありますが、私たちの司法への参加と言いますと、最高裁裁判官の任免で、よく分からないままに丸をしたり、無記名で投票するという、その程度だと思います。裁判員に選ばれる確率もかなり低いようですし、その中で裁判員に選ばれるというのは、すごくラッキーというか、良い経験になったと思います。そういう機会があったら是非裁判員に参加するように、周りの方にも話したいと思います。それから、司法への参加について、この裁判員の制度がありますが、もっと他に何か司法への参加ができないか、他に方法はないのかなということも考えたりしました。難しいかもしれませんが、モニター制度のようなものがあれば、より広く国民の司法参加ができるのではないかと思います。

○裁判員経験者 3

報道関係を通じて裁判というものを聞いているうちは、やはり他人事でした。この場に臨んで、裁判に参加させてもらって、初めて、世の中のルールというのが、自分にもこんなふうに関わっているんだなということを実感させていただきました。非常に良い体験をさせていただきました。そういう体験を積んでいただくことによって、世の中のルールを身近なものに、自分のものにしていただけるとかなと思いますので、良い機会として、是非、国民に御参加いただきたいと思っています。

○裁判員経験者 4

物おじせずに、チャンスとして捉えて参加してほしいと思います。私は、他の人のことであるということではなく、我が事のように捉えながら、参加することができましたし、非常に本気で関われるというところでは、非常に貴重な体験だったので、次に来る人たちもしっかりチャンスを生かしてほしいと思います。同じ職場の方が裁判員に当たった場合には、仕事の協力をして、その方の参加が可能なように支援していきたいと思います。

○裁判員経験者 5

今回、裁判員に選ばれ、私の職場では第1号だったので、どうかなと思っていたのですが、快く承諾していただきましたので、本当に良かったです。自分の今までの人生の中でも一番大変だったのではないかと思えるぐらいのことでしたが、実際、参加しまして、事件の被害者、加害者の両方の立場を考えることもできるようになりましたので、是非とも皆さんにも参加していただきたいと思います。

○裁判員経験者 6

今回、裁判員に選ばれ、私自身勉強にもなりましたし、人間的にも一回り成長させてもらったような気がします。今度なられる方も、最初は戸惑うかもしれませんが、絶対良い経験になりますので、当たったら、裁判員になられるようお願いいたします。

○幹事社

今日はお疲れ様でした。貴重な意見を聞かせていただき、報道機関に携わる者としても大変参考になりました。島根県の司法記者クラブの幹事社として何点か質問させていただきます。まず、守秘義務についてですが、守秘義務があることについて負担を感じますか、あるとすると、改善の方策を教えてくださいと思います。先ほど、裁判員経験者2番と4番の方は答えられていましたので、2番と4番の方以外の方にお答えいただきたいと思います。

○裁判員経験者 1

守秘義務については、裁判員として良い経験をさせていただきましたけれども、

具体的な話は、4番の方と同じで、べらべらとしゃべる気にはなれなかったもので、特に負担は感じませんでした。

○裁判員経験者3

自分からしゃべりたいという気持ちは当然ありませんし、私が裁判員をしたことを知っている最低限の関係者の人も、配慮してくれているのか、あえて聞いてくれないというか、そのような環境にありましたので、特に負担にはなっていません。

○裁判員経験者5

私も特に負担にはなりませんでしたが、多少聞かれることはありましたが、しゃべりはしませんでしたし、特に何もありませんでした。

○裁判員経験者6

守秘義務については負担にはなっていません。

○幹事社

制度がスタートして3年になりますが、制度に対する家庭や職場など周囲の理解は進んだと思いますか。先ほど職場の理解があったという話も出ていましたが、率直な御感想と、さらに理解を深めるための方策があれば教えていただきたいと思います。

○裁判員経験者1

理解度については、私が実際に裁判員に当たったことで、同じ職場あるいは家族がより裁判員裁判について理解したと思います。実際に、どういうふうにしたらというのはよく分からないのですが、今後、実際に裁判員になられる方が増えていけば、増えただけ裁判員の周囲の方も増えて来るので、より理解が深まるという形になっていくのではないかと思います。

○裁判員経験者2

新聞やテレビなどで裁判員裁判についてよく報道されていますので、理解は進んでいないとは言えないというふうに思います。ただ、自分がその立場になった

ら戸惑うと思います。それをなくすためにはどうしたらいいかというところを考えていくしかないのではないかと思います。自分には来ないだろうという安易な気持ちがあるのではないかと思います。

○裁判員経験者 3

職場に4日間休みを取って参加しましたが、職場では裁判員制度に対する休暇制度ができていまして、初めてそういう制度ができていくということを知り、職場に感謝しました。果たして世の中の職場がどうなっているのかなという疑問もあるので、こういった働きかけをどんどんしていただいて、今後裁判員として参加される方が参加しやすい環境ができるように検討して努力していただけたらと思います。

○裁判員経験者 4

私は、社会的活動をしている中で、裁判員制度が始まったときにDVDを見る機会がありました。そのときは中高生たちと一緒に見たのですが、DVDなどで裁判員制度の流れみたいなものを周知していくというのが一つ大事な事かなと思います。それから、3年も経つてくると報道の中でも「この裁判は裁判員裁判でした。」という形の報道があるので、そういう機会が多いということが、国民に知れ渡るチャンスでもあると思います。職場の制度としても裁判員に対しての配慮がありますので、今では浸透してきているのではないかと思います。家族に小さな子供がいるととても大変なのかもしれないのですが、アンケートの結果などでも小さい子供がいる方の参加が少ないように見えます。そういう意味では、保育というような対応をしていかれると、そういう方の参加も得られるようになるのではないかと思います。

○裁判員経験者 5

私の職場では、私がトップバッターで、理解を示してくれましたし、今回私が参加したことで、休暇届の雛形もできました。これから私の職場の人で裁判員に選ばれることがあれば、参加はしやすくなったのではないかなと思います。ただ、

裁判員になったらどうしようかなという人もいますので、もう少し、テレビ、マスコミなどで、あるいは、先ほどの方も言われましたが、職場、学校単位でのPR活動とかをしていくといいのではないかと思います。

○裁判員経験者 6

私は、パートなので、職場でどうこうということはありませんでした。先ほどの方も言われていましたが、マスコミなどで裁判員裁判が取り上げられていますので、職場としては参加しやすい雰囲気になっているのではないかなと思います。

○幹事社

次の質問ですが、先程選任手続直後の公判スタートということの話があったと思いますが、公判の日程が延びることについてもう一度改めてどうお考えなのか1番の方から教えていただけませんかでしょうか。

○裁判員経験者 1

私自身は選任手続に来たときには、選ばれるかもしれないと思って来ていましたけど、選ばれると思って来ていなかったもので、実際に選ばれたときに、自分自身やっぱり動揺していたと思います。ただ先程所長が言われましたように、島根県は、横に長く、島もあるので、日程が延びると、ちょっとということもあるとは思いますが、私自身は一日ぐらい延びても少し心に余裕が欲しかったという感じがします。

○裁判員経験者 2

1番の方と同じ意見です。選ばれて午後すぐに公判というのは、ちょっと心の準備が十分でない気がします。

○裁判員経験者 3

4日間の日程の中で、自分がついていくのが精一杯だったなというような感がありますので、そういった意味でも自分自身、もうちょっと理解度を上げるためには、時間がもう少し必要じゃなかったかと。一日ぐらいの延長は許容量というか、前向きに考えています。

○裁判員経験者 4

選任手続からすぐに入ってしまった方が精神的な負担は逆に少ないんじゃないかと感じています。私の場合は4日間でしたけれども、もっと長い裁判員裁判が最近あります。そのくらいになってくると、どうなのかなというところはありません。それは個人的な精神的な負担と、会社への負担というところで、4日間と比べてどれだけ理解が得られるのだろうかというのは、少し疑問があります。

○裁判員経験者 5

私は1番の方と同意見で心の準備をする時間が欲しかったという点があります。会社の方に対してですけれども、一応延長したら延長したような書面をちゃんと作ってくれましたので、そのあたりは大丈夫なんじゃないかなと思います。

○裁判員経験者 6

私は4番の方と同じなのですが、選任手続から多少の時間はあったと思いますが、ちょっと心を落ち着けてそのまま午後に入っていったほうが逆にいいと思います。私は3時間かけて帰って、また翌日来ることになります。遠い方もおられますので、そのまま午後裁判に入っていた方がいいと思います。

○幹事社

今日の意見交換会の感想を法曹関係者の方からそれぞれいただければと思います。

○裁判官

今日、裁判員経験者のお話を直接伺って、公判の準備ですとか、公判のやり方等についてまだまだ配慮が足りないなと実感いたしました。貴重なお話を伺えてたいへん良かったと思います。今後の裁判員裁判のよりよい運営に活かしていきたいと考えております。

○検察官

今日は本当にありがとうございました。直接お話を伺うという初めての機会で、参考になるお話も沢山いただきましたので、今後、より分かりやすい、より真相

解明に資する裁判員裁判の手続のために、今日の御意見を参考にして検察として頑張っていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○弁護士

今日はあらためてありがとうございました。初めての意見交換会ということで、私自身も裁判員裁判の国選事件を担当した経験もありますので、非常に興味深く拝聴させていただきました。あらためて経験者の皆さんのお話を聞いていると、実際に裁判員裁判を担当された方というのは、いろんな負担というかそういうものを感じながら非常に皆さん真剣に一個一個の事件に取り組んでおられるんだなということを感じまして、弁護士としてもそういった事実を謙虚に受け止めて、今日伺った話を糧として、今後より分かりやすい弁護活動を心掛けていきたいと思っております。今日聞いた話は、可能な限り弁護士会の方にも伝えておこうと思います。本当にありがとうございました。

○A社

裁判官にお伺いしたい点があるのですが、今日の話の中で、評議の中で裁判官の意見に場合によっては誘導されるということもあったと、一方で裁判員の方の印象として非常に控えめに意見を抑えておられたというふうな話がありまして、裁判官としてどのようなことを常に心がけて、そして今話を聞いてどういうふうに受け止めをされたのかお伺いしてよろしいでしょうか。

○裁判官

難しい質問ですが、裁判官の立場としてはできるだけ評議の中で裁判員の皆さんに自由に意見を言っていただきやすい雰囲気、それから裁判員の方がお互いに他の裁判体に加わっている人たちが何を言っているのかということについて耳を傾けて、よりよい意見を形成していただく、そういうために必要な雰囲気作りということは心がけています。一方、この裁判員制度というのは陪審員制度と違いまして、裁判官が裁判体の中に参加している制度ですので、そういう中で裁判官がどういう役割を果たすべきなのかということについては、裁判官なりにいろいろ

悩んだり考えたりしながらやっていると、抽象的になってしまいますが、そういうことになります。

○司会者

今日は本当に長時間にわたり貴重な意見を聞かせていただきましてどうもありがとうございました。裁判員裁判が始まって3年目の節目ということでございますけども、今日伺った意見を参考にしまして、よりよい裁判員裁判の運営のために我々も努力していこうと思いますので、裁判員を経験された皆さんも、周りの方に、もしも選任されたといったような方がおられたら、アドバイスなどしていただいて、良い裁判が実現できるように協力していただけたらと思います。今日は本当にありがとうございました。